契　約　書 （案）

　公益財団法人広島市みどり生きもの協会（以下「甲」という。）と、[　事 業 者 名　]

（以下「乙」という。）とは、広島市植物公園内（以下「公園内」という。）における自動販売機による商品販売業務について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

1. 甲は、公園内において自動販売機により商品を販売するものとする。

（自動販売機の設置）

第２条　乙は、甲の指定する場所に自動販売機７台を設置するものとし、その設置する場所は別紙のとおりとする。

（販売商品）

第３条　販売商品は、清涼飲料水等（ペットボトル、缶及び瓶）とし、商品の販売価格は自動販売機における一般的な販売価格以下を設定するもとする。

（販売手数料）

第４条　乙は、販売した商品の売上金額に販売手数料率　　％を乗じて得た額の販売手数料（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を甲に支払うものとする。

２　前項の販売手数料は、毎月、各自動販売機の売上金額ごとに計算し、その額に１円未満の端数が生じた場合は、四捨五入とする。

３ 乙は、商品の販売状況を毎月末日に締切り、当該月の販売数量、売上金額及び販売手数料が記載された報告書を甲へ提出するとともに、その販売手数料を翌月末日までに甲の指定する金融機関に振り込まなければならない。なお、振込手数料は乙の負担とする。

（経費の負担）

第５条　自販機の設置及び販売に要する経費は、すべて乙の負担とする。

２　前項の経費のうち、電気料については、甲が、乙の設置した副メーターの指数に基づき計算し請求するものとし、乙は請求を受けた日から３０日以内に、甲の指定する金融機関に振り込まなければならない。なお、振込手数料は乙の負担とする。

（自販機の維持管理等）

第６条　自動販売機の維持管理は、乙が行うものとする。

（契約保証金）

第７条　契約保証金の算定の基礎となる販売手数料予定総額は、　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税に相当する額　　　　　　　円）とし、契約保証金は、販売手数料予定総額の１００分の１０以上とする。

２　口座振込の方法により支払う場合においては、振込手数料は乙の負担とする。

３　契約保証金は、乙が、この契約に定める義務を履行したときは、返還するものとする。

４　契約保証金には、利息を付けない。

５　保険会社との間に本協会を被保険者とする履行保証保険を締結して、本協会に提出した場合は、契約保証金を免除する。

（法令の遵守）

第８条　乙は、商品の販売にあたっては、食品衛生関係諸法に基づく諸手続き及び適正な衛生管理を行うとともに、その他関係法規を遵守し、法令上の全ての責任を負うものとする。

（契約期間）

第９条　この契約の期間は、平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、契約期間満了の日の１か月前までに、甲から何らの意思表示がないときは、引き続き１年間更新するものとし、以後この例による。

２　前項ただし書きの規定にかかわらず、平成３４年３月３１日以後、この契約は更新しないものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第１０条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は委任し、もしくは承継及び下請けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（不測事態の発生）

第１２条　乙は商品の販売にあたって、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちに、甲に対し、理由を付した書面をもって報告しなければならない。

（1）自動販売機の全部又は一部を休止する必要が生じた場合

（2）自動販売機に関して、事故が発生した場合

（3）乙の責めに帰すべき理由により施設等を棄損した場合

（4）その他業務の履行ができないことが明らかのなった場合

（損害の賠償）

第１１条　乙は、前条の規定により甲及び第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害を賠償しなければならない。

（契約の解除等）

第１２条　次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、直ちに契約を解除することができる。⑴　乙がこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

⑵　乙による自動販売機の管理が良好でないとき。

⑶　広島市から甲に対する公園施設設置管理許可が取り消されたとき。

⑷　その他乙が契約条項に違反したとき。

２　乙は前項により契約を解除されたときは、そのときまでの販売手数料及び電気料等を甲に支払うものとする。

３　乙は、第１項の規定による契約の解除をされ、そのために損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできないものとする。

（原状回復）

第１３条　契約期間が満了したとき及び前条による契約の解除をしたときは、乙は直ちに自動販売機を撤去し、施設の原状回復を行うものとする。

２　前項の原状回復に係る費用は、乙の負担とする。

（疑義の解決）

第１４条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又は、この契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各その１通を保有する。

平成３０年　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　甲　　　広島市中区基町４番４１号 　　公益財団法人広島市みどり生きもの協会 　　理事長　　岡　村　　清　治

　　　　　　　　　　　　　　乙